

第 4 章 都市整備の方針

【骨子】

1. 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方

加茂市は、住宅地や商業地、工業地などの都市的土地利用や優良農地、緑地、森林などの自然的土地利用がなされています。

これらの土地を将来にわたって計画的に利用を進めていくことにより、持続可能な都市の発展を目指します。

将来の土地利用方針として、土地を「住宅地ゾーン」、「商店街ゾーン」、「沿道サービス・業務ゾーン」、「工業ゾーン」、「農村集落ゾーン」、「農業振興ゾーン」、「大規模公園・緑地ゾーン」、「森林ゾーン」に区分し、それぞれのゾーンの特性に応じた適正な土地利用を推進します。

1-2 土地利用の方針

(1) 住宅地ゾーン

住居系用途地域を位置づけ

- 住宅地縁辺部の土地利用規制・誘導の推進
- 居住環境の整備によるまちなかへの居住促進
- 高齢者や子育て世帯などの多様な世帯のニーズに対応した住宅地の供給
- 空き家や低未利用地の適正管理及び有効利用の促進
- 小規模な買い物施設や生活関連施設の立地誘導
- 住居環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止するための適切な用途地域や地区計画の検討・指定

(2) 商店街ゾーン

加茂駅東の商業地域を位置づけ

- 商店街が形成されている地区における空き店舗の活用や土地利用の効率化などによる、商業集積と賑わいの創出
- アーケードの整備された商店街を中心とした、加茂山公園や加茂川の自然、文化・歴史に富んだ史跡などの活用、多くの人々がまちなかを楽しく歩きたくなる取組の推進

(3) 沿道サービス・業務ゾーン

幹線道路沿線の準工業地域や準住居地域などを位置づけ

- 幹線道路沿道における店舗やサービス施設などの商業業務施設の立地を促進
- 業務施設や事業所の立地誘導

- 市役所周辺における公共施設や生活サービス施設の集積
- 住宅と工場などが混在した地区における適正な用途地域への見直し検討

(4) 工業ゾーン

須田工業団地、千刈地区の工業地域を位置づけ

- 生産活動を妨げるおそれのある用途の混在の防止と周辺の居住環境への影響に十分配慮した道路や緑地などの都市基盤の整備
- 須田工業団地などにおける遊休地や空き店舗などへの企業の立地誘導
- 須田地区における加茂市の新たな産業を担う基盤としての整備推進（新規拡大）

(5) 農村集落ゾーン

白地地域の集落部を位置づけ

- 適切な開発の規制、誘導による周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成
- 空き家や空き地の適正管理及び有効利用の促進

(6) 農業振興ゾーン

主に農振農用地を位置づけ

- 須田地区や西加茂地区・下条地区の一部及び山間部の優良農地の保全
- 担い手への農地の集積・集約化に向けた、地域計画及び農地中間管理事業の推進
- 農業・農村の持つ多面的機能の保全活動に対する支援及び用排水路などの生産基盤の適切な維持管理
- 農地の保全と農作物の安定供給に向けた、加茂市猟友会への有害鳥獣捕獲支援や農業者への被害防除支援及び環境整備による有害鳥獣被害の防止対策
- 遊休農地の利活用の推進

(7) 大規模公園・緑地ゾーン

総合公園、大規模な緑地（加茂川緑地）を位置づけ

- 加茂山公園や若宮公園、加茂川沿いの緑地の保全及び活用の推進

(8) 森林ゾーン

上記以外の森林を位置づけ

- 生態系に配慮した良好な自然環境の保全
- 森林環境譲与税を活用した里山環境の保全と森林の有する公益的機能の維持向上
- 林道・作業道などの適切な維持管理と整備による効率的な森林施業の推進

【土地利用方針図（市全体）】



2. 市街地整備の方針

2-1 基本的な考え方

将来の人口減少に対応したコンパクトな市街地整備を図るとともに、加茂駅周辺や市役所周辺の中心都市拠点において都市機能の集積を図ります。

また、加茂駅前周辺において空き家や空き店舗、低未利用地の活用やウォークアブルなまちづくりを推進し、滞在性や回遊性の向上による賑わいの創出を図ります。

2-2 整備方針

- 都市機能の更新、居住環境の向上、オープンスペースの確保に向けた、周辺の良い環境に配慮した市街地整備の検討
- 公共施設や歩道などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- 加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォームが策定した「未来ビジョン」に基づく、官民が一体となったエリア内の賑わい創出やまちなか居住などの取組の推進
- 加茂駅周辺における駐車場不足の解消に向けた、低未利用地などを活用した駐車場の整備や配置の適正化
- 西加茂地区と加茂地区間のアクセス性の強化による利便性の向上

3. 都市施設の整備方針

3-1 交通体系の整備方針

(1) 基本的な考え方

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通の構築を目指します。

冬期間における円滑な交通や災害時における避難路・緊急輸送道路などの確保、老朽化した道路や橋梁などの計画的な修繕、歩道空間の確保、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などにより、安全・安心な道路空間を形成します。

(2) 整備方針

【広域幹線道路】

区域マスの広域幹線道路に位置づけ

- 市街地の南北を縦断し、近隣都市と連絡する広域連携機能として国道403号・国道403号バイパスを位置づけ
- 国道403号の整備促進

【主要幹線道路】

将来都市構造図で交通軸に位置づけている路線（国道403号以外）

- 近隣都市や地域間を結ぶ以下の主要な幹線道路を位置づけ
⇒ 国道290号
⇒ 県道新潟小須戸三条線
⇒ 県道長岡栃尾巻線
- 狭あい区間の解消による交通ネットワークの強化

【幹線道路】

広域幹線道路、主要幹線道路以外の都市計画道路を位置づけ

- 広域幹線道路と主要幹線道路などを結ぶ幹線道路として都市計画道路を位置づけ
- 地域内の交流促進のための適切な維持管理

【生活道路】

- 冬期間の円滑な道路交通を確保に向けた、除排雪体制と消雪施設の維持

【都市計画道路】

- 都市計画道路の未整備区間での、必要性や実現性を踏まえた見直しと整備促進

【公共交通】

- 地域の移動ニーズに合わせたかもんバス（市民バス）の運行路線や運営方法の見直しによる運行内容の効率化や利便性の向上、将来にわたる持続可能な移動手段の確保
- 「地域公共交通計画」に基づく、買い物や通院など生活面での利便性向上
- 加茂駅や主要なバス停の整備推進など交通需要に応じた総合的な施策の展開による都市交通の円滑化
- バス乗り場などの交通結節点の整備や利用環境改善の推進

3-2 公園・緑地の整備方針

（1）基本的な考え方

市民の憩いの場や遊びの場として親しまれる公園づくりを推進します。

また、災害時における避難場所としての公園・緑地の整備充実を図るとともに、緑の拠点と河川などの緑地のネットワークを形成し、快適な都市の空間を創出します。

（2）整備方針

【総合公園】

- 「加茂山公園施設長寿命化計画」に基づく、加茂山公園の遊具や公園施設の計画的な更新
- 若宮公園の緑地の保全や活用の推進

【街区公園】

- 街区公園の適切な維持管理
- 地区の人口や市民ニーズを踏まえた、公園の集約・再編の検討

【その他の公園】

- 各地域の小規模な公園における地域と協力した適切な維持管理

【防災公園】

- 食料などの備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設などの災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園に関する関係機関との連携と整備検討

【緑地】

- 加茂川河川敷緑地などの緑地の保全

【水と緑のネットワーク】

- 加茂川や下条川などの河川と緑地のネットワークの形成

【緑化】

- 主要な公共施設や幹線道路沿道における緑化の推進
- 住宅地における地区計画の活用などによる緑化の推進

3-3 上水道・下水道・ごみ処理施設の整備方針

(1) 基本的な考え方

近年激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害に対して防災・減災に資する強靱な基盤づくりのための整備を推進し、市民の安全・安心な生活を確保します。

(2) 整備方針**【上水道】**

- 老朽化している浄水設備や配水施設の計画的な更新
- 持続可能な水道経営に向けた、アセットマネジメントに基づく経営戦略の検証と見直し

【下水道】

- 汚水処理の最適化による汚水処理人口普及率の向上
- 「加茂市下水道ストックマネジメント計画」に基づく施設の適切な維持管理
- 持続可能な下水道経営に向けた経営戦略の検証と見直し

【ごみ処理施設】

- ごみ処理の方向性や施設のあり方に関する関係機関との連携、ごみ処理施設整備基本構想の策定
- 加茂市・田上町消防衛生保育組合清掃センターの適正な維持管理と運営

3-4 その他の公共施設

(1) 整備方針

- 「公共施設等総合管理計画」、「小中学校適正化方針」及び「公共施設再編アクションプラン」に基づく施設配置の適正化
- 新潟広域都市圏連携や県央地区の市町村などとの連携による共同利用の推進
- 「加茂市公営住宅等長寿命化計画」に基づく、公営住宅の修繕や維持管理
- 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- 「加茂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく加茂市ゼロカーボンシティ宣言の推進

4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

4-1 基本的な考え方

加茂市の豊かな自然環境と調和した良好な都市環境を次世代に引き継いでいくため、粟ヶ岳、加茂川、加茂山公園などの自然環境を保全するとともに、生物多様性にも配慮した都市の形成を推進します。

また、循環型社会や脱炭素社会の構築を目指すとともに、自然エネルギーの活用などに取組みながら、環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進します。

4-2 整備方針

(1) 豊かな自然環境の保全

- 国土保全、水源かん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの多面的機能を有する山林地の保全
- 森林環境譲与税の活用による里山環境の保全と森林の有する公益的機能の維持向上、継続的な森林整備の推進
- 加茂川、信濃川などの河川における良好な水辺環境の保全・整備
- 環境基本条例に基づく「環境基本計画」の策定
- 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業の支援
- 有害鳥獣被害の防止対策の充実

(2) 環境に配慮した都市環境の形成

- ごみ処理施設の適正な維持管理と運営
- 隣接市町との連携による「ごみ処理施設整備基本構想」の策定検討
- 「加茂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく加茂市ゼロカーボンシティ宣言の推進
- 住宅など建物の耐久性の向上や省エネルギー化などによる環境にやさしい住宅の普及促進
- 関係団体と連携した不法投棄防止活動の実施

5. 都市景観形成の方針

5-1 基本的な考え方

加茂市の豊かな自然景観などと調和した良好な都市景観を形成するため、粟ヶ岳、加茂川、加茂山公園などの自然環境、文化財・史跡などの歴史・文化資源などを保全・活用するとともに、中心市街地などの良好な街並み景観や主要な観光資源などを核とした景観拠点の創出を推進します。

また、景観法などの関係法令に基づく計画の策定を検討しながら、景観に影響を及ぼす建築物などの適切な規制・誘導を行い、市民・事業者・行政が一体となった良好な景観形成を推進します。

5-2 整備方針

(1) 優れた景観資源の保全・活用

- 自然景観や田園景観などの美しい郷土の原風景を活用した景観づくりの推進
- 自然景観などの郷土を象徴する景観の保全と周辺の都市景観の調和
- 青海神社や長瀬神社周辺の歴史・文化や風情を感じさせる郷土景観の保全
- 特徴的な建築物や街並み、歴史的・伝統的景観、農村景観、地域の産業と関わりのある景観、各地の祭りなどの保全・活用
- 「文化財保存活用計画」の策定による文化財の保存・活用の推進
- 埋蔵文化財包蔵地の試掘や確認調査の実施
- 観光施設の整備・維持による魅力向上
- 近隣市町村との連携による地域の特色を活かした広域的な観光ルートの創出

(2) 景観形成に向けた取組の充実

- 建築物や屋外広告物などの規制・誘導のルールづくり
- 都市計画法に基づく地域地区や地区計画の指定による規制・誘導
- 景観形成に関する住民の意識醸成、多様な主体の協働による景観づくりの体制や仕組みづくり
- 景観法に基づく景観計画の策定などの検討

- 空き家の実態調査、空き家の利活用の促進による景観に影響を及ぼす空き家などの改善
- 市民と行政の協働によるまちの美化・環境整備活動などの推進

6. 都市防災の方針

6-1 基本的な考え方

激甚化・頻発化する自然災害に備えた災害に強い安全で安心な都市を形成するため、「加茂市国土強靱化地域計画」に基づき、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を強化するとともに、国・県・隣接市町などの関係機関との連携の強化を図ります。また、自助・共助・公助の考え方を踏まえながら、市民の防災に対する意識の向上や市民参加型の防災対策を推進します。

このほか、「加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」に基づく防犯対策の強化や交通安全対策を推進します。

6-2 整備方針

(1) 防災・減災対策の強化

- 公共施設の耐震化促進や、災害時に備えた行政機能とインフラ機能の維持
- 治水対策のための田んぼダムの活用
- 建築物の不燃化や耐震化などによる災害に強い市街地形成の推進
- 緊急輸送道路などの重要な道路の耐震化やネットワーク化による防災性の強化
- 未改良の市道における狭あい区間の解消
- 防災拠点となる都市公園や公共公益施設などの計画的な配置及び耐震化などによる防災機能の充実
- 老朽化している浄水設備や配水施設の更新
- 国・県と連携した浸水対策や砂防施設の整備などの土砂災害対策の強化
- 過去の浸水実績やハザードマップに基づく雨水管渠などの整備
- 危険な空き家に対する除却などの適切な措置や空き家・空き地の適正維持
- 地域防災計画や各種マニュアルの策定・更新
- 防雪施設などの計画的な整備による安全性の向上
- 冬期間の円滑な道路交通の確保に向けた除排雪体制と消雪施設の維持
- 避難所の防災備品の拡充や各地域の避難所確保

(2) 防災に対する市民意識の向上

- ハザードマップを活用した地域ごとの自主的な防災・避難訓練実施の支援
- メールと SNS を活用した「加茂市防災・市民情報配信サービス」の利用推進と更なる情報伝達手段の多重化
- 自主防災組織の形成の促進

(3) 火災対策の強化

- 消火活動に必要な水利の確保、火災防御技術の向上と消防施設や装備の適正な維持管理
- 大規模災害などに備えた近隣消防との相互応援体制の維持
- 消防団員数の減少に対応した消防団の再編の実施

(4) 防犯・交通安全対策の強化

- 地域・学校・警察との協議による防犯カメラ設置の推進や、防犯灯及び道路照明灯の整備
- 関係機関との連携による交通安全・交通事故防止の推進